

夢を実現する第一歩のために

2023年3月号

ミツヒロニュース



九州圏内で無料配布されている旅の情報誌『みちくさ』秋号に「みんなが叫んでいる『ウィズコロナ』では重すぎる。もう今は『スルーコロナの時代』だと感じる」という編集長 福永栄子さんの雑感が掲載されました。ウイルスの存在をゼロにすることはできない以上、「ウィズ」という考え方には仕がないことです。コロナを抜けていく過程で無視はできませんが、「ここはスルーしよう」という軽く受け流す柔軟性を持ってコロナから抜け出していきましょう。光廣 昌史

今月のトピック

- ◇修繕費と資本的支出の区分
- ◇ビジネスメール詐欺にご注意を
- ◇残業時間の割増賃金率が引き上げに！
- ◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あとがき
「iDeCoとつみたてNISA」



修繕費と資本的支出の区分

保有している固定資産について修理や改良等をした場合に、税務上、これが“修繕費”として費用となるのか、“資本的支出”として資産となるのかの判断に悩むときがあります。今回は、この修繕費と資本的支出について確認します。

1. 修理、交換、改良などの支出

保有している固定資産を修理したり、部品を交換したり、改良したり（以下、修理、改良等）した場合に支出した金額について、税務上、修繕費となるか、資本的支出となるかは、基本的に次のように区分します。

その固定資産の通常の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額

修繕費

その固定資産の価値を高め、又は耐久性を増すものであると認められる部分の金額

資本的支出

修繕費となれば、支出時に費用として損金算入ができます。他方、資本的支出となれば資産計上し、減価償却を通じて損金算入します。なお、耐用年数が経過している固定資産であっても、修理、改良等をした場合には、この区分をすることにご注意ください。

2. 区分のしかた

修繕費か資本的支出かは、実質で判断します。契約書や請求書などに記載されている名目には左右されません。ただし次のいずれかにあてはまる場合には、実質に関係なく修繕費とすることができます。

- 一つの修理、改良等の金額が**20万円未満**
- おおむね**3年以内の期間を周期**として行われる

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3. どちらか明らかでない場合

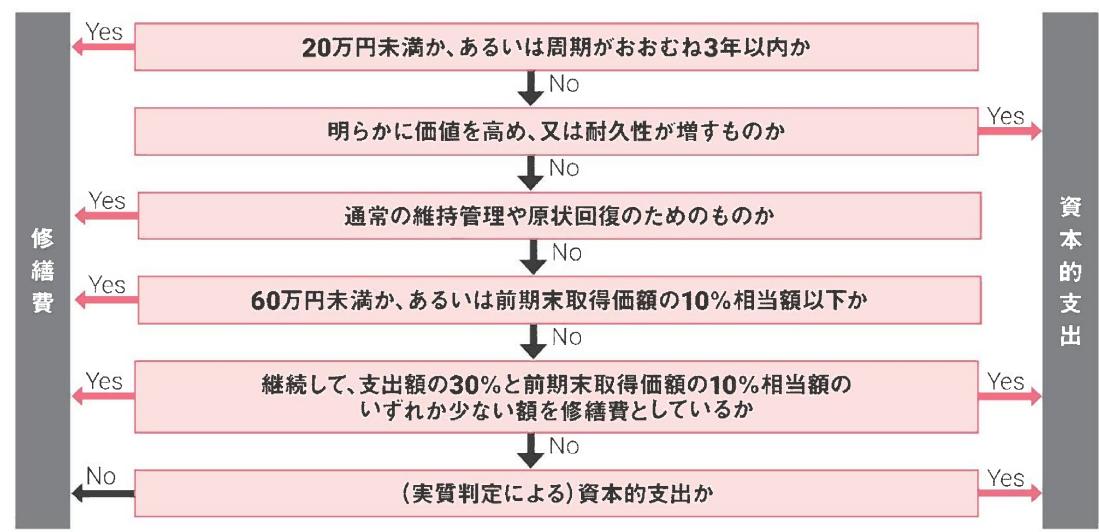
一つの修理、改良等の金額が20万円以上で、3年以内の周期にも該当しない場合に、**修繕費か資本的支出か明らかでないときは**、次のような金額や割合などに応じて区分することができます。

修理、改良等の 金額	修繕費	資本的支出
60万円未満 前期末取得価額※×10%以下	全額	—
上記のいずれにも 該当せず、継続して右記の計算を採用している場合	①②いずれか少ない額 ① 支出額×30% ② 前期末取得価額※ ×10%	支出額－修繕費

(※) 前期末取得価額とは、原則、前期末に有する固定資産の最初の取得価額だけでなく、すでに資本的支出がある場合にはその価額を加算した金額をいいます。また前期末とは、個人の場合は前年12月31日を指します。以下同じ。

なお、災害により被害を受けた固定資産に関して修理、改良等をした場合は、上記以外の取扱いがあります。修繕費と資本的支出の区分についてフロー図を用意しました。ご参考ください。

【修繕費と資本的支出の区分（フロー図）※災害の場合の取扱いを除く】



4. 具体例

国税庁から公表されている「消費税のインボイス制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱い」には、適格請求書発行事業者に登録したA社がインボイス制度に対応するため、固定資産である受発注や経理等のシステムについて、プログラム修正を外部委託した場合の税務上の取扱いが掲載されています。

●プログラム修正内容

- ① 現行の請求書等のフォーマットに登録番号、軽減税率の対象品目である場合はその旨、税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）、適用税率及び消費税額等を追加
- ② 積上げ計算方式による仕入税額の計算に対応するため、集計方法などの税額計算の要素につきインボイス制度に対応する仕様変更等

上記プログラム修正内容について、国税庁は、「インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合には、新たな機能の追加、機能の向上等に該当せず、これらの修正に要する費用は修繕費として取り扱われる」と述べています。また、“現状の効用の維持等に該当しない”資本的支出として、次の2つが例示されていますので、あわせてご確認ください。

- 受発注システム上で受領し、又は取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されている情報を自動で照合し、確認する機能を新たに搭載するもの
- これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの

なお、資本的支出に該当する場合であっても、前頁のように修繕費とすることができますので、ご注意ください。

ビジネスメール詐欺にご注意を

ビジネスメール詐欺とは、電子メールを組織や企業に送付し、攻撃者の用意した口座に送金させる手口を指します。その被害は今後も深刻なものになると予想され、ますます警戒が必要です。

1. 詐欺のパターン

IPA(情報処理推進機構)によると、ビジネスメール詐欺は以下の2つのパターンが多く確認されているようです。

- ・取引先からの請求書の偽造
- ・経営者等へのなりすまし

前者は、攻撃者が取引先になりすまし、偽の請求書（振込先を攻撃者の用意した口座に差し替えたもの等）を送り付けるというものです。この場合、攻撃者は取引に用いているメールの内容を、何らかの方法で盗み見る等を行っていることがあります。後者は、企業の経営者や経営幹部などになりすまし、従業員に攻撃者の用意した口座に振り込みをさせるというものです。企業内の財務・経理担当者が狙われる傾向があり、「秘密の案件で相談がある」といった要件でメールが届くという手口も確認されています。

2. ビジネスマール詐欺対策

ビジネスメール詐欺に限ったことではありませんが、ITにおける防御は一つ対策を行って終わりではなく、幾重にも対策を行って安全性を高めることが重要です。特にビジネスメール詐欺は「人を騙す」という切り口での攻撃であり、システムやセキュリティソフトでの機械的な防御だけでは、対策が難しいとされています。IPAでは、次のような対策を組み合わせて実施するように勧めています。

- ・ビジネスメール詐欺の存在を知ること、組織内で周知を行うこと
- ・電信送金に関する社内規程を整備すること
- ・普段と異なるメールに注意する習慣づけを行うこと
- ・ウイルス・不正アクセス対策を行うこと

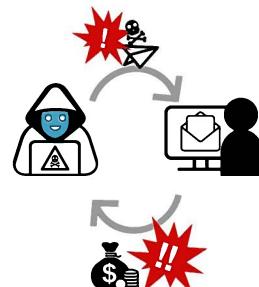
3. 被害にあった場合の対処

セキュリティにおいて忘れられがちなのが、被害にあった際の対処フローです。IPAでは被害にあってしまった際の対処として、以下を提案しています。

- ・送金のキャンセルや組み戻し手続き
- ・状況把握、時系列記録、証跡の収集
- ・暫定対応と原因調査
- ・社内外への注意喚起とグループ会社等を含めた情報共有

ビジネスメール詐欺に限らず、攻撃手法は日々進化しています。大切な情報資産を守るためにも、常に最新の情報を追うことが重要です。

IPAでは、セキュリティに関する情報を頻繁に発信しています。対策がわからないという場合は、IPAの公式ページ※を確認するとよいかもしれません。



残業時間の割増賃金率が引き上げに！

◆月60時間超の時間外労働の割増率5割に

2023年4月1日より1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「5割以上の率」とする規定が中小企業にも適用になります。もともと時間外労働の割増率は2割5分以上で計算をする、となっています。

2010年4月から労基法の改正により1か月60時間を超える時間外労働は5割以上の割増率で支払うことが決められました。ただし、この改正は中小企業には適用猶予されていて、施行から13年を経て中小企業にも適用される時期となりました。

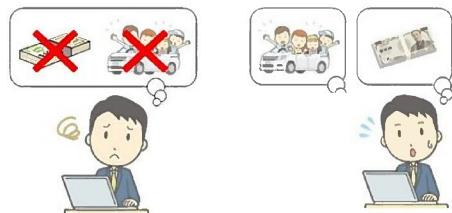
◆代替休暇の制度もあり

中小企業でも1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率5割以上が適用されることになるに伴い「代替休暇」の適用も認められます。「代替休暇」とは1か月間に60時間を超えて時間外労働を行なった場合、労使協定において法定の割増率の引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給休暇を与えることができるというものです。

協定内容で協定すべき事項は、1か月60時間を超えて労働させた時間に対して何時間の代替休暇を与えるかの計算方法や休暇の単位(1日または半日等)があり、実際に代替休暇を取得するか否かは労働者の意思によります。実施するときは就業規則に「代替休暇制度」を規定しておかなければなりません。1か月60時間を超える残業のある企業はその精算方法についてどのように進めるか労使で協議し、話し合う必要があります。

ほかにも残業時間が長時間になっている企業は、勤怠システム等で労働時間の現状把握をして長時間労働の是正に努めることができます。

2022年4月から未払い残業代請求の時效が2年を超えて蓄積する期間に入っています。2023年4月からは3年分の訴求請求が可能になります。残業が多い企業は業務の見直し等対策を行いましょう。



参考文献： ■My Komon ■ゆりかご

今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「相続税の基本」についてお話しします。
事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

(開催日4月12日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あとがき 和田です。iDeCo とつみたて NISA を始めて、まだ1年半くらいですが、株価や為替が結構変動している中、比較的安定して運用益を上げています。アメリカや中国の景気後退局面入りがささやかれ、今後、中長期的に景気が悪くなる可能性はありますが、株が上がっていようが下がっていようが毎月一定額を購入するドルコスト平均法の恩恵により長期的にはかなりの運用益が出るはずですので、限度額が引き上げられた際には、目いっぱいまで支払を引き上げるつもりです。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

